

一般財団法人日本フットサル連盟 登録規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「連盟」という。）に加盟する加盟団体に加盟登録するチーム及びその選手について、必要な事項を定める。

(協会への登録)

第 2 条 連盟に加盟登録するチームは、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という。）に加盟登録しなければならない。

(加盟チーム)

第 3 条 連盟に加盟するチームは、都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟に加盟登録しなければならない。

(義務)

第 4 条 連盟に加盟するチーム及び選手は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 登録

- ① 協会加盟チーム及びその選手
 - ・フットサル選手の登録と移籍に関する規則
 - ・プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則

(2) ドーピング

- ・協会の「ドーピング防止規程」

2 加盟チームは、加盟登録票を都道府県フットサル連盟へ提出しなければならない。

(登録料)

第 5 条 加盟チームは、チーム登録料及び選手登録料を連盟に納入しなければならない。その額は、以下のとおりとする。

(1) 協会加盟登録フットサルチーム

- ① チーム登録料 : 2,000 円
- ② 選手登録料 : 2,000 円

但し、U-18 のリーグ戦に参加する選手については、当面免除する。

(2) 第 1 号以外のチーム

- ① チーム登録料 : 2,000 円
- ② 選手登録料 : 0 円

2 都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟は、その事業を行うため、本連盟登録料とは別に、各加盟チームから、それぞれ登録料を徴収することができる。

(雑則)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、専務理事が定める。

2 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 16 日より施行する。
 この規程の改正は、平成 22 年 11 月 6 日とする。
 この規程の改正は、平成 24 年 3 月 25 日とする。
 この規程の改正は、平成 24 年 6 月 30 日とする。
 この規程の改正は、平成 25 年 3 月 17 日とする。
 この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日とする。
 この規程の改正は、平成 31 年 3 月 21 日とする。
 この規程の改正は、令和 4 年 9 月 4 日とする。